

船舶インシデント調査報告書

令和4年7月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和3年4月7日 17時00分ごろ
発生場所	福岡県福岡市小呂島北東方沖 小呂島港西2号防波堤灯台から真方位022° 1,445m付近 （概位 北緯33° 52.4′ 東経130° 02.5′）
インシデントの概要	プレジャーボートあおさと丸は、シーアンカーがプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年4月15日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート あおさと丸、5.6トン
船舶番号、船舶所有者等	292-50489福岡、佐藤産業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、船首を東方に向けて機関を中立として船首からパラシュート型シーアンカー（以下「パラアンカー」という。）を投入して釣りを行った後、帰航しようと機関を前進運転としたところ、パラアンカーの引揚げ用ロープ等がプロペラに絡まったことに気付き、すぐに機関を中立とした。</p> <p>船長は、潜ってプロペラに巻き込んだパラアンカーの引揚げ用ロープとパラアンカーの一部を切断しようとしたものの、切断することができず、航行不能と判断して118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視船の海上保安官により、プロペラに巻き込まれたパラアンカーの引揚げ用ロープとパラアンカーの一部が切断された。</p> <p>船長は、ふだんから、釣りをを行う際、パラアンカーを使用しており、使用後は、船首方から自身で引揚げを行っていたが、本インシデント時、同乗者が手伝おうと船尾方からパラアンカーを引き揚げようとしていることに気付いていなかった。</p> <p>船長は、パラアンカーの位置を確認してから機関を使用すれば良かったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、漂泊中、船長がパラアンカーの位置を確認できていない状態で機関を運転したことから、同乗者が船尾からパラアンカーを引き揚げようとしていたことに気付かず、パラアンカーの引揚げ用ロープ

	とパラアンカーの一部がプロペラに絡まり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、漂流中、船長がパラアンカーの位置を確認できていない状態で機関を運転したため、同乗者が船尾からパラアンカーを引き揚げようとしていたことに気付かず、パラアンカーの引揚げ用ロープとパラアンカーの一部がプロペラに絡まったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パラシュート型シーアンカーを投入した状態で機関を使用する場合、シーアンカーの位置を確認し、プロペラにシーアンカーを巻き込まないように十分注意すること。